

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2015 年 9 月）傍聴
日 時： 2015 年 9 月 21 日（月）～9 月 24 日（木）
場 所： ロンドン IASB 本部
出 張 者： 企業会計基準委員会 研究員 原 寛

IASB 会議（2015 年 9 月）傍聴報告

日時：2015 年 9 月 21 日（月）～9 月 24 日（木）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015 年 9 月 21 日から 24 日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- 保険契約：IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号
- 開示に関する取組み
- 顧客との契約から生じる収益
- リサーチ・プログラム
- 概念フレームワーク
- IFRS の適用上の論点
- 保険契約
- 資本の特徴を有する金融商品
- 割引率

さらに、IASB と FASB は 2015 年 9 月 23 日に合同会議を開始した。合同の議論のトピックは以下のとおりであった。

- 開示に関する取組み、保険契約及び概念フレームワーク
- 企業結合

【9 月 21 日（月）】

保険契約：IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違（アジェンダ・ペーパー14）

（意思決定セッション）

IASB は、2015 年 9 月 21 日の会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」と新しい保険契約基準との発効日の相違により生じ得る会計上の影響に関する議論を継続した。

利用者のアウトリーチ及び意見書からのフィードバック（アジェンダ・ペーパー14A）

IASB は、IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違に関して財務諸表利用者から受け取ったフィードバックを検討した。何も決定事項はなかった。

上書きアプローチ（アジェンダ・ペーパー14B）

上書き修正に適格な金融資産（適格な金融資産）

今回の会議で、IASB は、上書きアプローチ（提案することを 2015 年 7 月に暫定決定）の議論を継続した。上書きアプローチでは、金融資産を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じた公正価値（FVPL）で新たに測定することによる影響を純損益から除外するために、企業が純損益とその他の包括利益（OCI）を修正することを認めることになる。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 報告企業が、以下の要件の両方を満たす金融資産に関して上書き修正を行うことを認めるべきである。
 - i. 当該金融資産を、IFRS 第 4 号「保険契約」の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定している。
 - ii. 当該金融資産は、IFRS 第 9 号に従うと FVPL に分類され、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従っていたならば、全体が FVPL に分類されるものではなかったであろうものである。
- b. 金融資産と IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約との間の関係に変更がある場合のみ、企業は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約に関するものとして当該金融資産の指定を変更することができる。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

金融資産の再指定

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 適格要件を満たすようになった場合には、企業が金融資産に対して上書きアプローチを将来に向かって適用することを認めるべきである。
- b. 金融資産が適格要件を満たさなくなった場合には、企業が上書きアプローチの適用を中止することを要求すべきである。上書き修正に関する OCI の累計残高は、純損益に直ちに振り替える（リサイクルする）べきである。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

経過措置

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が、IFRS 第 9 号を最初に適用する場合（IFRS 第 9 号を早期適用することを選択する場合を含む）にのみ、上書きアプローチを適用することを認めるべきである。
- b. 企業は、IFRS 第 9 号への移行時に適格な金融資産に対して上書きアプローチを遡及適用すべきである。企業は、金融資産の公正価値と、IFRS 第 9 号への移行の直前に IAS 第 39 号に従って算定されたその償却原価又は取得原価の帳簿価額との差額に等しい額を、OCI の期首残高の修正として認識すべきである。
- c. 企業は、IFRS 第 9 号に従って比較情報を修正再表示する場合に、かつ、その場合にのみ、上書きアプローチを反映するための比較情報を修正再表示すべきである。
- d. 企業は、新しい保険契約基準を適用する場合には、上書きアプローチの適用を中止すべきである。また、企業は、どの報告期間においても上書きアプローチの適用の中止が認められることになる。
- e. 企業は、上書きアプローチの適用を中止する場合には、次のいずれか遅い日に、OCI に累積している過去の期間の上書き修正の残高を利益剰余金に振り替えるべきである。
 - i. 表示する最も古い報告期間の期首
 - ii. 上書きアプローチを最初に適用した報告期間の期首

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

表 示

IASB は、上書きアプローチを適用する企業は、上書き修正の金額についての単一の表示項目を、包括利益計算書の純損益又は OCI のセクションに、若しくはその両方に、表示すべきであると暫定的に決定した。企業は、上書き修正の金額を純損益において分解することができる。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、5 名の IASB メンバーが反対した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

開 示

IASB は、上書きアプローチを適用する企業は、各期間に次の事項を開示すべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業が上書き修正を行った旨、及び上書き修正が関係する金融資産
- b. 上書き修正が行われる金融資産を決定するための企業の方針
- c. 各期間の上書き修正合計額の説明（それがどのように算定されているのかを財務諸表利用者が理解できる方法で）。特に、企業は、グループ内移転及び金融資産の再指定に関して、以下の事項を開示すべきである。
 - i. 新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産に関して、純損益及び OCI における上書き修正の金額

- ii. 金融資産が上書きアプローチの適用範囲から除外されていなかったとした場合に、ある期間に純損益及び OCI に生じていたであろう上書き修正の金額
- iii. 上書きアプローチの適用範囲から除外された金融資産に関して、OCI 累計額から純損益へ振り替えた上書き修正の金額
- d. 上書き修正が純損益の中の表示項目に与える影響（純損益勘定の本体で区別して識別していない範囲で）

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成し、4 名の IASB メンバーが反対した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

延期アプローチ（アジェンダ・ペーパー14C）

IASB は、延期アプローチの詳細を議論した。IASB は、延期アプローチを提案する場合には、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 9 号の発効日の延期は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業について、その活動が報告企業にとって大半を占める主要なものである場合に認めるべきであり、当該報告企業が保有するすべての金融商品に（すなわち、「報告企業レベル」で）適用されることになる。

12 名の IASB メンバーが、延期を要求ではなく許容とすべきであることに賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。14 名の IASB メンバー全員が、延期を報告企業レベルよりも下のレベルではなく、報告企業レベルとすべきであることに賛成した。

- b. 企業が、保険活動が企業にとって大半を占める主要なものであるかどうかの当初の評価を、延期しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日（すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度）における企業の負債総額に対しての、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行うことを要求すべきである。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

- c. 保険活動が大半を占める主要なものであることの評価について定量的な閾値を設けるべきではないが、IFRS 第 4 号の潜在的修正の結論の根拠に、企業の活動がこの評価の目的上の大半を占める主要なものと考えられないレベルを特定する例示を含めるべきである。IASB は、この例示はアジェンダ・ペーパー14C で議論している例示よりも高い大半を占める主要なものであることの閾値を示すべきである旨を示した。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

- d. 企業構造の明らかな変更（例えば、事業の取得又は処分）があつて、それが当該企業の大半を占める主要な活動の変更を生じる可能性がある場合には、保険活動が企業にとって大半を占める主要なものであるかどうかをその後の年次報告日において再評価することを企業に要求すべきである。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

- e. 再評価の結果、保険活動は企業にとってもはや大半を占める主要なものではなくなっていると企業が結論を下した場合には、企業には、次の事業年度の期首から IFRS 第 9 号を適用し、その再評価を行った報告期間において次の事項を開示することを要求す

べきである。

- i. 企業が延期に適格でなくなっている旨
- ii. 適格でなくなった理由
- iii. 企業が大半を占める主要なものであることの条件を満たさなくなる原因となった企業構造の変更が行われた日。

13 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

- f. IFRS 第 9 号をこれまで適用していた企業は、IFRS 第 9 号の適用を中止して IAS 第 39 号の適用に復帰することは認められない。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

表示及び開示

IASB は、延期アプローチを適用する企業は次の事項を開示すべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業が IFRS 第 9 号の適用の延期を選択した旨
- b. 企業が延期に適格であるとの結論をどのように下したのかの説明
- c. 金融資産の特性及び信用度に関する情報（例えば、次の開示）
 - i. IFRS 第 9 号の「元本及び利息のみ」の特性テストを満たさないことにより、IFRS 第 9 号に従うと FVPL で強制的に測定されるであろう金融資産の公正価値
 - ii. IFRS 第 9 号に従った場合に FVPL で強制的に測定されないであろう金融資産に関する信用リスク情報（こうした金融資産の信用リスク格付など）

IASB は、IFRS 第 9 号を適用していたならば金融資産がどのように分類されていたであろうかに関する完全な情報を提供することは場合によっては仮想的なものとなるので、そうした状況では有用性が限定的となる可能性が高いと結論を下した。

13 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

経過措置

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は次のようにすべきである。
 - i. 新しい保険契約基準を適用する前のどの事業年度の期首においても、延期アプローチの適用を中止して IFRS 第 9 号を適用することを認める。
 - ii. 新しい保険契約基準を適用開始する事業年度の期首から延期アプローチの適用を中止することを要求される。
- b. 企業が延期アプローチを適用する場合には、企業は、延期アプローチにおいて要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS 第 9 号（適用される経過措置を含む）

を適用する。

- c. 企業が延期アプローチの適用を中止し、初めて IFRS 第 9 号を適用する場合には、企業は、IFRS 第 9 号の経過措置に従うとともに、延期アプローチに基づいて要求された開示の提供を中止すべきである。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

延期アプローチの提案

7 名の IASB メンバーが、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を発行する特定の企業について IFRS 第 9 号の発効日を新しい保険契約基準が適用されるまで延期すること（すなわち、延期アプローチ）に賛成票を投じた。7 名の IASB メンバーが反対票を投じた。

【9 月 22 日（火）】

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2015 年 9 月 22 日の会議で、開示に関する取組みの一部として、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を議論した。

アジェンダ・ペーパー11D：IAS 第 7 号の修正——財務活動から生じる負債の調整表

IASB は、公開草案（ED）「IAS 第 7 号の修正案」（「本 ED」）に対するフィードバックについてのスタッフの分析を示したペーパーを議論した。本 ED では、財務活動から生じる負債の調整表の開示を要求すること及び IFRS タクソノミへの関連する変更を提案した。

IASB は、次のことを条件として、IAS 第 7 号のこの修正を本 ED で提案したとおり進めることを暫定的に決定した。

- a. 開示要求についての目的を基準の中に含める
- b. 開示目的を満たすためにどのような情報が必要とされるのか（及びどの程度まで行うのか）を決定するための柔軟性を企業が有している旨を基準の中で明確化する
- c. 基準に追加の設例を設ける

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

IFRS タクソノミへの変更案について、IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 調整表に関する IAS 第 7 号の修正について、予想される一般的実務要素を IFRS タクソノミに含めることはしない。
- b. 予想される一般的実務要素を IFRS タクソノミに含める可能性についてのリサーチとアウトリーチの実施を継続する。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。

アジェンダ・ペーパー11E：IAS 第 7 号の修正——現金に関する制約

IASB は、企業の流動性を理解するために関連性のある情報（企業の現金及び現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える事項を含む）を提供することを企業に要求するという本 ED における提案についても議論した。IASB は、スタッフに、今後の会議での検討のための提案の開発を続けるよう指示した。

今後のステップ

IASB は、IAS 第 7 号の修正案に関する議論を 2015 年 10 月の会議で継続する。

顧客との契約から生じる収益（アジェンダ・ペーパー7）

IASB は、2015 年 9 月 22 日の会議で、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の経過措置に関する適用上の質問を議論した。この質問は、収益認識に関する移行リソース・グループの 2015 年 7 月の最新の議論から生じたものである。

IASB は、IFRS 第 15 号の付録 C の経過措置の修正はしないことを決定した。出席した 13 名の IASB メンバーのうち 12 名が賛成し、1 名が反対した。さらに、出席した 13 名の IASB メンバー全員が、アジェンダ・ペーパー7 の第 17 項から第 26 項での論点の議論及び分析が教育と実務への情報提供に役立つ可能性があることに留意した。

リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）

IASB は、2015 年 9 月 22 日の会議で、IASB のリサーチ・プログラムに関する全般的なアップデートを受け取った。2015 年 6 月の IASB の会議で提供された最後のアップデート以後の開発を反映したものである。

スタッフは、基本財務諸表に関するプロジェクトについていくつかの当初の準備作業を開始していることを説明した。スタッフは、このプロジェクトについての計画を IASB に示すことができるようになるまでに、数か月かかるであろうと述べた。

スタッフは、リサーチ・プログラムに関する一層のアップデートを本年末へ向け提供する予定である。

コメント期間の延長——「概念フレームワーク」公開草案（アジェンダ・ペーパー10）

2015 年 9 月 22 日に、IASB は、公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」及び「概念フレームワークへの参照の更新」の両方についてコメント期間を 30 日延長することを決定した。改訂後のコメント期限は、2015 年 11 月 25 日となった。

11 名の IASB メンバーが賛成し、2 名が反対した。1 名は欠席した。

IFRS 適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、2015 年 7 月の IFRS 解釈指針委員会（「解釈指針委員会」）の会議からのアップデートを受け取った。

【9 月 23 日（水）】

FASB との合同会議

開示に関する取組み、保険契約及び概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10A から 10D、16 及び 17）

（FASB との合同の教育セッション）

2015 年 9 月 23 日に、IASB は、財務会計基準審議会（FASB）との相互の教育セッションを開始した。教育セッションの中で、IASB と FASB は、以下に関する各々のプロジェクトの動向についての情報を交換した。

- 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー17）
- 保険契約（アジェンダ・ペーパー16）
- 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10A から 10D）

何も決定事項ははかった。

企業結合（アジェンダ・ペーパー13）

（FASB との合同の意思決定セッション）

2015 年 9 月 23 日に、IASB は、財務会計基準審議会（FASB）と合同のセッションを開催し、それぞれの企業結合の基準に関する各々のプロジェクトに関する初期的な議論を行った。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13A）

FASB には事業の定義の適用を改善するためのプロジェクトがあり、まもなく公開草案を公表する予定である。IASB には、事業の定義に関するプロジェクトがリサーチ・アジェンダにある。

今回の会議で、IASB と FASB は、IASB 及び FASB のスタッフが示したプロジェクト要約（事業の定義及び関連する適用指針を明確化する方法に関する FASB の暫定決定を含む）を議論した。

IASB は、IASB スタッフは FASB がすでに審議し合意した論点の分析を今後の IASB 会議で示すべきであると決定した。IASB が、IFRS 第 3 号「企業結合」を修正すべきかどうか及び修正の方法を検討し、進め方を決定できるようにするためである。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー13B）

FASB には、のれん（減損を含む）に関するアクティブ・プロジェクトと、企業結合における識別可能な無形資産の会計処理に関する別個のアクティブ・プロジェクトがアジェンダにある。IASB は、減損テストの改善、のれんの事後の会計処理及び無形資産の識別及び測定を扱う 3 つの関連するトピックがリサーチ・フェーズにある。

IASB と FASB は、IASB 及び FASB のスタッフが示したプロジェクト要約及び各々のプロジェクトの時期及び重複について議論した。決定事項はなかった。

今後のステップ

IASB と FASB は、今後の数か月にわたり互いの作業を引き続きモニターし、進め方を決定する。

保険契約：IFRS 第 9 号と新しい保険契約基準の発効日の相違（アジェンダ・ペーパー14）

（意思決定セッション）

IASB は、2015 年 9 月 23 日の会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」と新しい保険契約基準との発効日の相違により生じ得る会計上の影響に関する議論を継続した。

延期アプローチ（アジェンダ・ペーパー14C）

延期アプローチの提案

2015 年 9 月 23 日に、議長は自分に追加の決定票があることを確認し、延期アプローチを支持して投票結果を 8 対 7 とした。

デュー・プロセス及び書面投票の許可（アジェンダ・ペーパー14E）

2015 年 9 月 23 日に、IASB は、IFRS 第 4 号を修正するための公開草案（ED）が次のことを提案すべきであることを暫定的に決定した。

- a. 修正案の発効日は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする
- b. 企業が IFRS 第 9 号を早期適用する場合には、修正案の早期適用を認める
- c. 延期アプローチの失効日は 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度よりも遅くならないものとし、同日の後に企業が上書きアプローチの適用を選択できることを明記する。

出席した 13 名の IASB メンバーがこれらの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

IASB は、IASB が ED の開発において行ったデュー・プロセスのステップをレビューした。出席した 13 名の IASB メンバー全員が、IASB がこれまでに本プロジェクトに関して必要な

デュー・プロセスのステップを完了したと納得している旨を確認し、したがって、スタッフに ED の書面投票手続を開始するよう指示した。

出席した 13 名の IASB メンバーのうち 1 名の IASB メンバーが、IFRS 第 4 号を修正するために公表予定の ED における提案に反対する予定である。1 名の IASB メンバーは欠席した。

今後のステップ

IASB は、IFRS 第 4 号を修正するため公表予定の ED のコメント期間について今後の会議で議論する。IASB は、ED を 2015 年の遅い時期に公表する予定である。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（意思決定セッション）

IASB は 2015 年 9 月 23 日の会議で、有配当契約に関する審議を継続した。

有配当とは、企業が、保険事故の発生時に被った損失に見合う支払の他に追加して行う支払を通じて、報酬とリスクを保険契約者と共有する仕組みである。保険契約者へのそれらの追加的な支払は、市場変数の変動によって影響を受ける可能性がある。

市場変数の変動から生じる変動を包括利益計算書上で分解すること（アジェンダ・ペーパー2B）

キャッシュ・フロー

IASB は、すべての保険契約について、企業は、市場変数の変動から生じているキャッシュ・フローの金額の見積りの変更を、割引率の変更と整合的に包括利益計算書の同じ場所に表示すべきであると暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。

変動の分解の目的

IASB は、すべての保険契約について、公表予定の基準では次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 市場変数の変動から生じた保険契約の変動を、純損益とその他の包括利益（OCI）の間で分解することの目的は、原価測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示することである旨を明示する。したがって、
 - i. 企業は、原価測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示する場合と現在測定基礎を用いて表示する場合との差額を OCI に認識する。
 - ii. OCI の金額は巻き戻る。
- b. 原価測定基礎（すなわち、実効利回りアプローチ）を用いた保険投資費用の算定についての詳細な仕組みを規定しない。IASB は、当該仕組みは契約期間にわたり規則的に利回りを配分すべきであるとする追加的なガイダンスを示すとともに、アジェンダ・ペーパー2B の第 17 項に基づく例示を含めることになる。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

市場変数の変動から生じる変動を包括利益計算書上で分解すること——経済的ミスマッチが存在しない契約についての目的の修正（アジェンダ・ペーパー2C）

IASB は、保険契約と企業が保有するそれに関連する項目（例えば、資産及び負債）との間に経済的ミスマッチが存在しない契約については、市場変数の変動を純損益と OCI との間で分解することの目的を修正すべきであると暫定的に決定した。修正後の目的は、保険投資費用と、保有している項目（純損益において原価測定基礎を用いて測定される）との間の純損益における会計上のミスマッチを除去するように保険投資費用を表示することとなる。この修正後の目的を満たすアプローチは、当期簿価利回りアプローチと呼ばれる。したがって、当期簿価利回りアプローチにおいては、市場変数の変動から生じる契約の変動（すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動）と保険投資費用との差額が OCI に認識される。

次の場合には、経済的ミスマッチは存在しない。

- a. 契約が直接連動有配当契約である（すなわち、企業が、基礎となる項目の公正価値を保険契約者に支払う義務を有しており、変動手数料アプローチを適用している）。
- b. 企業が、基礎となる項目を、選択によって又は要求されていることにより、保有している。

9 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、5 名の IASB メンバーが反対した。

アプローチの変更

IASB は、企業が実効利回りアプローチと当期簿価利回りアプローチ（及びその逆）との間での変更を要求される場合には、企業は次のようにしなければならないと暫定的に決定した。

- a. OCI の期首累計残高を修正再表示しない。
- b. 変更の期間及び将来の期間において、変更日における OCI 累計残高を純損益に以下のように認識する。
 - i. 企業がこれまで実効利回りアプローチを適用していた場合には、企業は、変更前に適用した同じ仮定を適用し算定した実効利回りをを用いて純損益に OCI の累計残高を認識すべきである。
 - ii. 企業がこれまで当期簿価利回りアプローチを適用していた場合には、企業は、変更前に適用した同じ仮定を用いて純損益に OCI の累計残高を引き続き認識すべきである。
それらの仮定はその後には更新されない。
- c. 過去の期間の比較情報を修正再表示しない。
- d. アプローチの変更が発生した期間に、次の事項を開示する。
 - i. 次の説明
 - 1. 変更の理由
 - 2. 変更が、影響を受けるそれぞれの財務諸表の表示項目に与える影響

- ii. 当期簿価利回りアプローチにもはや適格でなくなっているが、過去には適格であった（又はその逆の）契約の価値

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

市場変数の変動から生じる変動を包括利益計算書上で分解すること——その他の論点（アジェンダ・ペーパー2D）

会計方針の選択

IASB は、無配当契約についてのこれまでの決定を、有配当契約に拡張すべきであると暫定的に決定した。したがって、すべての保険契約について、企業は、

- a. 会計方針として、次のいずれかを選択することができる。
 - i. 市場変数の変動を純損益と OCI の間で分解する。又は
 - ii. 現在測定基礎を用いて純損益に保険投資費用を表示する。
- b. 類似の契約のグループに当該会計方針を適用すべきである（契約がその中に含まれているポートフォリオ、企業が保有する資産及びそれらの資産の会計処理の方法を考慮に入れたうえで）。
- c. 当該会計方針の変更に IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を適用すべきである。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

OCI の累計残高について単純化した経過措置

新しい保険契約基準を最初に適用する際に遡及適用が実務上不可能である場合に、IASB は、市場変数の変動がキャッシュ・フローの金額に影響を与える契約について、保険投資費用（及び OCI の累計残高）を算定するためのアプローチを、以下のように単純化することを暫定的に決定した。

- a. 企業が実効利回りアプローチを適用する場合には、企業は、投資費用について考慮すべき最も古い市場変数の仮定は、企業が新しい基準を最初に適用する時に発生する仮定であると仮定しなければならない。したがって、企業が新しい基準を最初に適用する日に、保険契約についての OCI の累計残高はゼロである。
- b. 企業が当期簿価利回りアプローチを適用する場合には、企業は、保険投資費用（又は投資収益）は、企業が保有する項目について純損益に表示している利得（又は損失）と同額の反対方向の金額であると仮定すべきである。したがって、企業は、OCI の累計残高が次のように決定されると仮定すべきである。
 - i. 保有している項目が純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される場合には、OCI の累計額はないことになる。
 - ii. 保有している項目が純損益において原価で測定される場合には、保険契約についての OCI の累計残高は、原価で測定される保有項目と、公正価値で測定される保有項目との差額となる。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成し、1 名の IASB メンバーが反対した。

【9 月 24 日（木）】

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

IASB は、2015 年 9 月 24 日の会議で、開示に関する取組みの一部として、開示原則プロジェクトを議論した。

アジェンダ・ペーパー11A 及び 11B：開示の要求事項のドラフティング

IASB は、基準において開示の要求事項のドラフティング（起草）に対する新しいアプローチ（ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）のスタッフが作成し説明した）を議論した。NZASB スタッフは、IASB の 2015 年 4 月の会議及び 2015 年 6 月の東京でのアジア・オセアニア基準設定主体のワークショップで受け取ったフィードバックに基づいてアプローチ案を精緻化した。

IASB は、この精緻化された版のアプローチ案に賛成し、アジェンダ・ペーパー11B に示されている章の草案を「開示原則」ディスカッション・ペーパーに含めることを暫定的に決定した。

IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

2015 年 10 月の会議で、IASB は、「開示原則」ディスカッション・ペーパーにおいて行ったデュー・プロセスのステップをレビューし、書面投票の許可を与えるかどうかを検討する予定である。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2015 年 9 月 24 日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関する調査研究プロジェクトについて議論した。

IASB は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」における現行の定義及び他の関連する要求事項の分析を議論した。当該分析は次のことを識別していた。

- i. それらの要求事項が、特定の評価を行うために必要な関連性のある特徴（2015 年 7 月に IASB が議論した）をどの程度まで捕捉しているのか。
- ii. IAS 第 32 号の現行の定義及び他の関連する要求事項に、例外、不整合、空白があるかどうか。

IASB は、IAS 第 32 号の現行の定義及び他の関連する要求事項の改善について考えられるアプローチ（スタッフは、プロジェクトが進展するにつれてさらに開発する予定である）も議論した。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

IASB は、今後の会議で議論を継続する。

割引率（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は、現在価値測定——割引率に関するプロジェクトに関するスタッフの発見事項の要約を検討した。

IASB は何も決定を行わなかった。

今後のステップ

IASB は、スタッフの発見事項を次回の会議でより詳細に検討する。

保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

（意思決定セッション）

IASB は 2015 年 9 月 24 日の会議で、有配当契約に関する審議を継続した。

保険契約に関するリスクを軽減することによる会計上の影響（アジェンダ・ペーパー2E）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業が保険契約の測定に変動手数料アプローチを使用していて、かつ、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するために FVPL で測定されるデリバティブを使用する場合には、企業は、保険契約に組み込まれた保証の価値（履行キャッシュ・フローを用いて算定）の変動を純損益に認識することが認められる。

11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成し、2 名の IASB メンバーが反対した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

- b. 保証から生じる金融市場リスクをデリバティブを用いて軽減する企業が、保険契約に組み込まれた保証の価値（履行キャッシュ・フローを用いて算定）の変動を純損益に認識することを、次の場合にのみ、認めるべきである。
 - i. リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合的である。
 - ii. 保証とデリバティブとの間に経済的な相殺が存在する（すなわち、組み込まれた保証から生じる価値又はキャッシュ・フローとデリバティブは、通常、反対方向に動く。それらは、軽減対象となっているリスクの変動と同様の方法で反応するからである）。企業は、経済的な相殺を評価する際に、会計上の測定の差異を考慮すべきではない。
 - iii. 信用リスクは、経済的な相殺に優越するものでない。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

- c. 企業に、次のことを要求すべきである。
 - i. 企業が保証の価値の変動を純損益に認識することを開始する前に、企業のリスク管理目的及び保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためのデリバティブの使用についての戦略を文書化する
 - ii. 保証の価値の変動を純損益に認識することを、経済的な相殺が存在しなくなった

日から将来に向かって中止する

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

今後のステップ

IASB は、2016 年に新しい基準を公表することを目的として、保険契約に関する残りの技術的な決定の検討を今後の会義で継続する。

以 上

付録 スケジュール

9 月 21 日（月）

時間	アジェンダ項目
11:15-13:15	保険契約：IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号（アジェンダ・ペーパー14）
13:15-14:00	昼食
14:00-16:00	保険契約：IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号（アジェンダ・ペーパー14）

9 月 22 日（火）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
10:30-10:45	休憩
10:45-11:30	顧客との契約から収益（アジェンダ・ペーパー7）
11:30-12:00	リサーチ・プログラム（アジェンダ・ペーパー8）
12:00-12:15	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）
12:15-12:30	IFRS の適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）
12:30-13:30	昼食

9 月 23 日（水）FASB との合同会議

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	開示に関する取組み [教育セッション]（アジェンダ・ペーパー17）
10:00-11:00	保険契約[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー16）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	概念フレームワーク[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー10）
12:15-13:15	昼食
13:15-15:15	企業結合（アジェンダ・ペーパー13）
15:15-15:30	休憩
15:30-17:30	保険契約：IFRS 第 9 号と IFRS 第 4 号（アジェンダ・ペーパー14E） 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

9 月 24 日（木）

時間	アジェンダ項目
09:00-10:00	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー17）
10:00-11:00	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	割引率（アジェンダ・ペーパー15）
12:45-13:45	昼食
13:45-15:45	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

以 上